

大和市教育委員会 12月定例会

日 時 平成 23 年 12 月 22 日

午前 10 時 00 分

場 所 教育委員会室

- 1 開 会
- 2 会議時間の決定
- 3 前会会議録の承認
- 4 会議録署名委員の決定
- 5 教育長の報告
- 6 議 事

日程第 1 (議案第 41 号) 大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について

日程第 2 (議案第 42 号) 大和市スポーツ振興審議会規則の一部を改正する規則について

日程第 3 (議案第 43 号) 大和市体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則について

日程第 4 (議案第 44 号) 大和市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について

日程第 5 (議案第 45 号) 大和市スポーツ振興審議会委員の解職及び大和市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

- 7 そ の 他
- 8 閉 会

議案第 41 号

大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改
正する規則について

大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正す
る規則について、審議願いたく提案する。

平成 23 年 12 月 22 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正

大和市教育委員会規則第 号

大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則(平成 21 年大和市教育委員会規則第 5 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 (第 2 条関係) 事務の欄中、「スポーツ振興審議会」を「スポーツ推進審議会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則 新旧対照表

改 正 案	現 行
○大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則 平成 21 年 3 月 30 日 教委規則第 5 号 第 1 ~ 7 条 略	○大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則 平成 21 年 3 月 30 日 教委規則第 5 号 第 1 ~ 7 条 略
別表第 1 (第 2 条関係)	別表第 1 (第 2 条関係)
事務	職員
略	略
略	略
1~8 略	1~8 略
9 スポーツ推進審議会に關すること。	9 スポーツ振興審議会に關すること。
略	略
別表第 2・3 略	別表第 2・3 略
附 則	この規則は、公布の日から施行する。

議案第 42 号

大和市スポーツ振興審議会規則の一部を改正する規則について

大和市スポーツ振興審議会規則の一部を改正する規則について、審議願いたく
提案する。

平成 23 年 12 月 22 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正

大和市教育委員会規則第 号

大和市スポーツ振興審議会規則の一部を改正する規則

大和市スポーツ振興審議会規則（昭和38年大和市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和市スポーツ推進審議会規則

第1条中「大和市スポーツ振興審議会の設置に関する条例」を「大和市スポーツ推進審議会の設置に関する条例」に、「大和市スポーツ振興審議会」を「大和市スポーツ推進審議会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大和市スポーツ振興審議会規則 新旧対照表

改正案	現 行
○大和市スポーツ推進審議会規則 (趣旨) 第1条 この規則は、 <u>大和市</u> スポーツ <u>推進審議会</u> の設置に関する規則(昭和38年大和市条例第12号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づき、 <u>大和市</u> スポーツ <u>推進審議会</u> (以下「審議会」という。)の組織および会議の運営に関するものとする。	○大和市スポーツ振興審議会規則 (趣旨) 第1条 この規則は、 <u>大和市</u> スポーツ <u>振興審議会</u> の設置に関する規則(昭和38年大和市条例第12号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づき、 <u>大和市</u> スポーツ <u>振興審議会</u> (以下「審議会」という。)の組織および会議の運営に関するものとする。 第2～6条 略

附 则

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 43 号

大和市体育指導委員に関する規則について

大和市体育指導委員に関する規則について、審議願いたく提案する。

平成 23 年 12 月 22 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝澤 正

大和市教育委員会規則第　号

大和市体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則

大和市体育指導委員に関する規則（昭和38年大和市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和市スポーツ推進委員に関する規則

第1条中、「スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第19条第2項」を「スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項」に、「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。

第7条を第8条とし、第4条から第6条までを1条ずつ繰り下げる、第3条の次に次の1条を加える。

（報酬等）

第4条 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法については、大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年大和市条例第9号）及び大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（昭和36年大和市規則第5号）の規定による。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

大和市体育指導委員に関する規則改正新旧対照表

改正案	現 行
○大和市スポーツ推進委員に関する規則 昭和 38 年 11 月 5 日 教委規則第 3 号 (趣旨) 第 1 条 この規則は、スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 32 条 第 2 項の規定に基づく大和市スポーツ推進委員（以下「委員」という。）の職務 その他の必要な事項を定めるものとする。	○大和市体育指導委員に関する規則 昭和 38 年 11 月 5 日 教委規則第 3 号 (趣旨) 第 1 条 この規則は、スポーツ振興法（昭和 36 年法律第 141 号）第 19 条第 2 項の規定に基づく体育指導委員（以下「委員」という。）の職務 その他必要な事項を定めるものとする。
第 2～3 条 略	第 2～3 条 略
	(報酬等)
	第 4 条 非常勤特別職員の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法に ついては、大和市非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和 36 年大和市条例第 9 号) 及び大和市非常勤特別職員の報酬及び 費用弁償に関する条例施行規則(昭和 36 年大和市規則第 5 号)の規定に よる。
	(任期) 第 5 条 略
	(服務) 第 6 条 略

(研修)
第7条 略

(委任)
第8条 略

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(研修)
第6条 略

(委任)
第7条 略

議案第 44 号

大和市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について

大和市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について、審議願
いたく提案する。

平成 23 年 12 月 22 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝澤 正

大和市教育委員会規則第　号

大和市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則

大和市生涯学習センター条例施行規則（昭和44年大和市教育委員会第12号）の一部を次のように改正する。

第3条中ただし書きを削る。

第5条中「利用者登録の申請」を「登録団体」に改め、「定期的に」及び「登録団体が」を削る。

第6条第3項第3号を削り、同項第2号中「社会教育関係団体」の次に、「(前号までの団体並びに営利団体及び法人を除き、組織的かつ継続的に活動している団体であつて、市内に在住、在学又は在勤する者に対して社会教育に関する活動を行つてゐる団体をいう。以下同じ。)」を加え、同号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 市民等の団体（前号までの団体及び営利団体を除き、構成員の2分の1以上が市内に在住、在学又は在勤するもので占める団体。ただし法人にあっては、市内に所在地を有するものをいう。）

第6条第3項中第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 国及び地方公共団体

第6条第6項中「に定めるもののほか」を「の規定にかかわらず」に改める。

第7条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

教育委員会は、前条第1項の規定による使用申請を受けたときは、その使用目的及び内容を審査し、次に掲げる区分に応じて通知を行うものとする。

第7条第1項第1号中「その使用を承認するものとし」を「使用を承認するときは」に、「を行う」を「により、使用を承認しないときはその旨を申請者に通知する」に改め、同項第2号中「その使用目的又は内容を審査し、」を削り、「その使用を」を「使用を」に改め、同項第3号中「その使用目的又は内容を審査し、」を削り、「その使用を」を「使用を」に改める。

第9条第1項中「使用者」を「使用の承認を受けたもの（以下「使用者」という。）」に改める。

第13条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

別表第1、公共的団体・社会教育関係団体・市民等の団体の欄及び別表第2、公共的団体・社会教育関係団体・市民等の団体の欄中「公共的団体」を「国及び地方公共団体・公共的団体」に改める。

別表第4、講習室の項中「304講習」を「304講習室」に改める。

別表第5、2の項使用内容の欄を次のように改める。

国又は地方公共団体が主催する事業等に使用するとき

別表第5、6の項及び7の項を削り、同表5の項を同表6の項とし、同表4の項を同表5の項とし、同表3の項中「して行う」を「する」とし、同項の次に次の1項を加える。

4	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人 が主催する事業等に使用するとき	2分の1の額
---	--	--------

別表第5、8の項中「舞台」の次に「のみ」を加え、同項を同表7の項とし、同表9の項中「舞台」の次に「のみ」を加え、同項を同表8の項とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日前に行われた使用申請にかかるものについては、なお従前の例による。

大和市生涯学習センター条例施行規則新旧対照表

改正案

○大和市生涯学習センター条例施行規則

現行

○大和市生涯学習センター条例施行規則
昭和 44 年 7 月 25 日
教委規則第 12 号

(利用者登録の申請)

第 3 条 条例第 4 条の規定により、会議室、講習室、集会室、和室、特別室、調理実習室及びスタジオ(以下「会議室等」という。)並びにセンターホール及び大和市渋谷学習センター多目的ホール(以下「多目的ホール」という。)を使用しようとするものは、生涯学習センター利用者登録申請書を教育委員会に提出しなければならない。

(利用者登録の申請)

第 3 条 条例第 4 条の規定により、会議室、講習室、集会室、和室、特別室、調理実習室及びスタジオ(以下「会議室等」という。)並びにセンターホール及び大和市渋谷学習センター多目的ホール(以下「多目的ホール」という。)を使用しようとするものは、生涯学習センター利用者登録申請書を教育委員会に提出しなければならない。ただし、公共的団体、社会教育関係団体及びやまと生涯学習ねっとわく利用者として教育委員会に届け出ているものは、利用者登録の申請を省略することができる。

(利用者登録の更新)

第 5 条 登録団体は、教育委員会が別に定める方法により、利用者登録の更新を行わなければならない。更新を行わなかつた場合は、使用を停止するものとする。

(利用者登録の更新)

第 5 条 利用者登録の申請は、教育委員会が別に定める方法により、定期的に利用者登録の更新を行わなければならない。登録団体が更新を行わなかつた場合は、使用を停止するものとする。

(使用申請)

第 6 条 条例第 6 条の規定により生涯学習センターの使用について承認を受けるとする者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、教育委員会に使用申請を行わなければならない。

(1) 会議室等及び多目的ホール 次に掲げる事項について大和市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成 17 年大和市条例第 25 号。以下「情報通信条例」という。)第 3 条に基づく電子情報処理組織を使用した申請(以下「電子申請」という。)を行う。

ア 使用しようとする団体の名称、代表者の住所、氏名及び連絡先

イ	使用しようとする施設の名称及び室名						
ウ	使用しようとする日時、人数及び目的						
エ	前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めた事項						
(2)	センターホール 生涯学習センターホール、会議室等使用申請書を提出する。						
2	使用申請を行うことができる期間は、別表第1のとおりとする。	2	略				
3	前項の規定にかかわらず、会議室等及び多目的ホールについては、次の各号に掲げる団体に限り、使用日の属する月の3月前の初日から同月の10日までの間に使用申請を行うことができる。	3	略				
(1)	国及び地方公共団体			(1)	公共的団体		
(2)	公共的団体			(2)	社会教育関係団体		
(3)	社会教育関係団体（前号までの団体並びに當利団体及び法人を除き、組織的かつ継続的に活動している団体であって、市内に在住、在学又是在勤する者に対して社会教育に関する活動を行っている団体をいう。以下同じ。）			(3)	構成員の2分の1以上が市内に住所又は勤務先を有する者の団体（以下「市民等の団体」という。）。ただし、當利団体（財産上の利益を図ることを目的として組織された団体をいう。）は除く。		
(4)	市民等の団体（前号までの団体及び當利団体を除き、構成員の2分の1以上が市内に在住、在勤又は在学する者で占める団体。ただし法人にあつては、市内に所在地を有するものをいう。）			4・5	略		
4・5	略			6	第1項及び第3項に定めるもののほか、教育委員会が特に必要と認めるときは、第2項に定める始期よりも前に使用申請を行うことができるものとする。		
(使用承認等)							
第7条	教育委員会は、前条第1項の規定による使用申請を受けたときは、その使用目的及び内容を審査し、次に掲げる区分に応じて通知を行うものとする。						
(1)	会議室等及び多目的ホール 使用を承認するときは情報通信条例第4条に基づく電子情報処理組織を使用した通知（以下「電子通知」とい			(1)	会議室等及び多目的ホール その使用を承認するものとし、情報通信		
							条例第4条に基づく電子情報処理組織を使用した通知（以下「電子通知」）

- う。)により、使用を承認しないときはその旨を申請者に通知する。
- (2) センターホール 使用を承認するときは生涯学習センターホール、会議室等使用決定通知書により、使用を承認しないときはその旨を申請者に通知する。
- (3) 多目的ホール早期予約催事使用 使用を承認するときは電子通知により、使用を承認しないときはその旨を申請者に通知する。

2 略

(使用の変更又は取消し)

第9条 使用者の承認を受けた者(以下「使用者」という。)が使用日時等の変更又は取消しをしようとするときは、次の各号に定める期日までに生涯学習センターホール、会議室等使用変更(取消)申請書(以下「使用変更(取消)申請書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、取消しについて教育委員会がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りではない。

(1) (2) 略

2・3 略

(使用料の還付)

第13条 略

2 前項の規定により還付を受けようとする者は、生涯学習センター使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年1月1日から施行する。

(経過措置)

という。)を行う。

- (2) センターホール その使用目的又は内容を審査し、使用を承認するとときは生涯学習センターホール、会議室等使用決定通知書により、その使用を承認しないときはその旨を申請者に通知する。
- (3) 多目的ホール早期予約催事使用 その使用目的又は内容を審査し、使用を承認するときは電子通知により、その使用を承認しないときはその旨を申請者に通知する。

2 略

(使用の変更又は取消し)

第9条 使用者が使用者が使用日時等の変更又は取消しをしようとするときは、次の各号に定める期日までに生涯学習センターホール、会議室等使用変更(取消)申請書(以下「使用変更(取消)申請書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、取消しについて教育委員会がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りではない。

(1) (2) 略
2・3 略

(使用料の還付)

第13条 略

2 前項の規定により還付を受けようとする者は、生涯学習センター使用料還付申請書を教育委員会に提出しなければならない。

2 この規則の施行日前に行われた使用申請にかかるものについては、なお従前の例による。

別表第 1(第 6 条関係)	
1	センターホール 略
2	会議室等及び多目的ホール

別表第 1(第 6 条関係)

国及び地方公共団体・公共的団体・ 社会教育関係団体・市民等の団体		左記以外	
略	略	略	略
略	略	略	略

別表第 2(第 6 条関係)

国及び地方公共団体・公共的団体・ 社会教育関係団体・市民等の団体		左記以外	
略	略	略	略
略	略	略	略

別表第 3(第 8 条関係)

公共的団体・社会教育関係団体 ・市民等の団体		左記以外	
略	略	略	略
略	略	略	略

別表第 3(第 8 条関係)

別表第 3(第 8 条関係)		別表第 4(第 10 条関係)	
略		略	
室名＼区分	生涯学習センター	生涯学習センター	つきみ野学習センター
講習室	101 講習室、 102 講習室	304 講習室	103 講習室、 202 講習室

				講習室

別表第 5(第 12 条関係)

使用内容	減免の範囲
1 市が主催又は共催する事業等に使用するとき	全額
2 國又は地方公共団体が主催する事業等に使用するとき	2 分の 1 の額
3 公共的団体が主催する事業等に使用するとき	2 分の 1 の額
4 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 22 条に規定する社会福祉法人並びに市が出資する一般財團法人及び一般社団法人が使用するとき	2 分の 1 の額
5 社会教育関係団体がその活動目的のために使用するとき	2 分の 1 の額
6 「やまと生涯学習ねっとわあく利用者」が使用するとき	2 分の 1 の額
7 市が構成員となつてゐる協議会、研究会等が主催する事業等のために使用するとき	2 分の 1 の額
8 センターホール舞台のみを練習のために使用するとき	100 分の 70 の額
9 多目的ホール舞台のみを練習のために使用するとき	2 分の 1 の額

別表第 6(第 20 条関係)

略

				講習室

別表第 5(第 12 条関係)

使用内容	減免の範囲
1 市が主催又は共催する事業等に使用するとき	全額
2 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 22 条に規定する社会福祉法人並びに市が出資する一般財團法人及び一般社団法人が使用するとき	2 分の 1 の額
3 公共的団体が主催して行う事業等に使用するとき	2 分の 1 の額
4 社会教育関係団体がその活動目的のために使用するとき	2 分の 1 の額
5 「やまと生涯学習ねっとわあく利用者」が使用するとき	2 分の 1 の額
6 市が構成員となつてゐる協議会、研究会等が主催する事業等のために使用するとき	2 分の 1 の額
7 国又は地方公共団体が主催する事業等のために使用するとき	2 分の 1 の額
8 センターホール舞台を練習のために使用するとき	100 分の 70 の額
9 多目的ホール舞台を練習のために使用するとき	2 分の 1 の額

別表第 6(第 20 条関係)

略

議案第 45 号

大和市スポーツ振興審議会委員の解職及び大和市スポーツ推進審議会委員
の委嘱について

大和市スポーツ振興審議会委員の解職及び大和市スポーツ推進審議会委員の委
嘱について、審議願いたく提案する。

平成 23 年 12 月 22 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正